

1 教育実習とは

教育実習とは、大学の専門課程や教職課程で学んできた知識の実践化を検証する機会であり、理論と実践の統合の場です。また、実習生として学校教育の全体を総合的に認識し体験できる機会です。最低限度の実践的指導能力を培う場であると同時に、その能力について自らの適性を見極める自己評価の場となります。

2 教育実習の概要

■対象者

中学校、高等学校免許状取得希望者



「特別支援学校実習」（教育学部教育学科生対象）、「教育実習演習（小）」（教育学部教育学科初等教育学専攻生対象）については、教育学部発行の「授業ガイド」を参照してください。

■実習期間

3週間（120時間）以上。ただし、高校免許のみの取得希望者の場合は2週間（80時間）以上。



連続した3週間（2週間）の実習となるため、当該期間にはクォーター科目の履修登録は行わないでください。

■実習先

原則として、母校に教育実習の受け入れをお願いし、実習に行くことになります。

ただし、地域によっては母校での実習を禁止している場合もありますので、各自で確認する必要があります。

また、やむを得ない事情（廃校や移転、実習教科が母校に無い、海外の学校出身者など）で母校での実習ができない場合は大学より東京都教育委員会を通じて、都内公立中学校へ受け入れ依頼をしますが、実習時期は選ぶことができず、受け入れが確実に決まるものではありませんので、各自でも実習先を探す努力をしてください。

なお、実習先は中学校、高等学校どちらでも問題ありません。（例：中学・高校の両方の免許状を取得予定の場合は、「中学：3週間」「高校：3週間」のどちらでも可）

ただし、教育委員会の規定や年間行事の都合上などで、高校は2週間、中学は3週間で受け入れ予定を組んでおり、希望通りにならないこともあります。

■実習時期

原則として春学期（4月下旬～7月下旬）

■実習内容

担当教科の教壇指導や実技指導、道徳、ホームルーム、クラブ活動などの指導、授業の見学、学校行事の参加など。



教育実習の概要や手続きの詳細は実習前々年度に行う「教育実習ガイダンス」で説明します。

3 早稲田大学で教育実習をおこなうには

中学校・高等学校での教育実習とは別に、以下の科目を履修し、教育実習の事前指導および事後指導を受ける必要があります。

■ 科目名

「教育実習演習（2週間もしくは3週間）」（配当年次：4年）

■ 履修の前提条件

次ページの教育実習前提条件を全て満たしている必要があります。

1つでも条件を満たしていない場合は、教育実習に行くことはできません。

■ 科目登録上の注意事項

「教育実習演習」は教育実習の実施期間・実施時期によって登録する科目・履修クラスが異なります。

原則として、科目登録後の変更はできません。下表を確認の上、科目登録を行ってください。

また、「教育実習演習」を科目登録することで、同年度秋学期の「教職実践演習」の履修クラスが自動登録されます。ただし、教育実習演習履修後に留学・休学をする場合は自動登録の対象外となります。（☞ P.28）

2週間の教育実習の場合			
実習時期	登録する科目名・履修クラス	取得可能免許状	実習先
4月～7月の場合	教育実習演習（2週間）の 春学期開講クラス	高校のみ	中学または高校
8月～1月の場合	教育実習演習（2週間）の 夏秋期開講クラス		
3週間の教育実習の場合			
実習時期	登録する科目名・履修クラス	取得可能免許状	実習先
4月～7月の場合	教育実習演習（3週間）の 春学期開講クラス	中学のみ 中学高校両方	中学または高校
8月～1月の場合	教育実習演習（3週間）の 夏秋期開講クラス		

■ 開講クラスについて

春学期開講クラスは、シラバス指定の曜日時限に、事前指導5回（4月～5月）と事後指導3回（日程は担当教員から指定あり）の計8回の講義が行われます。（担当教員によって事前・事後の回数が変わる場合もあり）

夏秋期開講クラスは、夏季休業期間中に事前指導5回（集中授業）と秋学期のシラバス指定の曜日時限に事後指導3回の計8回の講義が行われます。（担当教員によって事前・事後の回数が変わる場合もあり）



- 「実習時期」が科目登録時に「未定」の場合は、「春学期」開講クラスを登録してください。その後、実習時期が「8月～1月」に決定した場合は、至急、教職支援センターに連絡をしてください。
- 実習校の都合により、「実習時期」が科目登録後に「変更」になった場合（「4月～7月」→「8月～1月」・「8月～1月」→「4月～7月」）は、至急、教職支援センターに連絡をしてください。
- 戸山キャンパス開講クラスについては、文化構想学部および文学部生推奨のクラスです。
- 所沢キャンパス開講クラスのうち、AOおよびTクラスについては、スポーツ科学部生推奨のクラスです。また、APクラスは人間科学部生推奨のクラスです。

「教育実習演習（中・高）前提条件（2019年度以降入学者・新課程）」

- ① 実習実施前年の「教育実習ガイダンス」に出席すること。
- ② 実習実施前年度の「教育実習事前登録」を期限内に完了していること。
- ③ 実習実施年度中に教員免許状取得に必要なすべての科目の単位を修得済み、または修得見込みであること。
- ④ 実習実施年度に4年生以上で、実習実施前年度までに下表の卒業単位を修得済みであること。

所属学部		単位数	所属学部	単位数
政治経済学部		84	基幹理工学部	77
法学部		92	創造理工学部	87
文化構想学部		80	先進理工学部	87
文学部		80	社会科学部	76
教育学部	初等教育学専攻・理学科	90	人間科学部	83
	上記以外	84	スポーツ科学部	84
商学部		84	国際教養学部	84

- ⑤ 実習実施前年度までに、以下の科目の単位を修得済みであること。
（これらの科目と同等の科目でも可。各学部により異なります。）
※夏秋期クラスの「教育実習演習」を履修する場合でも必ず実習実施前年度までに以下の科目を修得している必要があります。

- 「教職概論」「教育基礎総論1」「教育制度総論」「教育課程編成論」「教育心理学」「教科教育法1」「教科教育法2」「教育方法・技術論」「特別支援教育」「生徒理解と教育相談」
- 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の4領域のうち2領域以上（各領域ごとに2単位以上の修得が必要）
- 「教科に関する専門的事項」（必修および選択）のうち16単位以上



● 「教科に関する専門的事項」は、**教育実習で担当予定の教科で「16単位以上」**修得してください。
（前提条件の判定は**事前登録時に申請された実習予定教科**で行われます）

● 中学社会、高校の地理歴史、公民の中で2教科以上の免許を取得する場合（例：社会と公民）は、実習予定の教科に関わらず1教科（社会か公民どちらか）の「教科教育法1・2」の単位を修得すれば教育実習前提条件」を満たしているものとみなします。

I 免許状とは
II 取得要件
III 履修方法
IV 科目一覧・科目登録
V 成績
VI 介護等体験
VII 教育実習
VIII 免許状申請
IX 教員就職
X その他

「教育実習演習（中・高）前提条件（2018年度以前入学者・旧課程）」

- ① 実習実施前年の「教育実習ガイダンス」に出席すること。
- ② 実習実施前年度の「教育実習事前登録」を期限内に完了していること。
- ③ 実習実施年度中に教員免許状取得に必要なすべての科目の単位を修得済み、または修得見込みであること。
- ④ 実習実施年度に4年生以上で、実習実施前年度までに下表の卒業単位を修得済みであること。

所属学部		単位数	所属学部		単位数
政治経済学部		84	基幹理工学部	2017年度以前入学者	82
法学部	2012年度以前入学者	86		2018年度入学者	87
	2013年度以降入学者	92	創造理工学部	2017年度以前入学者	82
文化構想学部		80		2018年度以降入学者	87
文学部		80	先進理工学部	2017年度以前入学者	82
教育学部	初等教育学専攻・理学科	90		2018年度以降入学者	87
	地理歴史専修 (2017年度以前入学者)	88	社会科学部		76
	上記以外	84	人間科学部	2012年度以前入学者	84
商学部	2013年度以前入学者	92		2013年度以降入学者	83
	2014年度以降入学者	84	スポーツ科学部		84
			国際教養学部		84

- ⑤ 実習実施前年度までに、以下の科目の単位を修得済みであること。
(これらの科目と同等の科目でも可。各学部により異なります。)
- ※夏秋期クラスの「教育実習演習」を履修する場合でも必ず実習実施前年度までに以下の科目を修得している必要があります。

- 「教職概論」「教育基礎総論1」「教育制度総論(旧:教育基礎総論2)」「教育課程編成論」「教育心理学」「教科教育法1」「教科教育法2」「教育方法・技術論(旧:教育方法研究)」
- 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の4領域のうち2領域以上(各領域ごとに2単位以上の修得が必要)
- 「教科に関する科目」(必修および選択)のうち16単位以上



●「教科に関する科目」は、**教育実習で担当予定の教科で「16単位以上」**修得してください。

(前提条件の判定は**事前登録時に申請された実習予定教科**で行われます)

●中学社会、高校の地理歴史、公民の中で2教科以上の免許を取得する場合(例:社会と公民)は、実習予定の教科に関わらず1教科(社会か公民どちらか)の「教科教育法1・2」の単位を修得すれば教育実習前提条件を満たしているものとみなします。

4 教育実習参加の責任と心構え

「教育実習」は、実習校や各教育委員会等の深い理解と協力の下で実施できるものです。学生として学ぶのではなく、教員に準ずる立場で教員としての視点に立って真摯な態度で実習に臨んでください。また、以下の点において細心の注意を払い、行動してください。

- ☑ 大学、実習校、教育委員会より指示された手続きを遺漏なく行うこと。
- ☑ 実習校を訪問、連絡する際は「服装」「礼儀」「所作」「言動」に注意し、「社会人」としての意識を持ち、礼儀正しく行動をすること。
- ☑ 麻疹（はしか）や風疹など伝染病予防のため、抗体検査を受診し、抗体が無い場合は、ワクチン接種をすること。
- ☑ 実習校によっては、「X線検査」等の受診を義務付けているため、定期健診などで受診しておくこと。
- ☑ 実習校と事前打合せをし、事前の準備を万全にしておくこと。
- ☑ 教員を目指す者として学生気分や受け身ではなく、高い意識を持ち実習に臨むこと。
- ☑ 実習校で知り得た情報等については、守秘義務を厳守すること。特に SNS への投稿は慎むこと。

なお、「教育実習」は教員就職活動の一環であり、教員就職活動以外を理由とした「実習期間の変更」や実習中の「遅刻」「欠勤」「早退」などは一切認められません。また、学生の取組みの姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、実習の中止や教職課程履修の中止等の措置をとる場合があります。

⚠ 教育実習を受け入れる学校の現状と辞退行為について

近年、学校現場は多忙を極めています。そのような中で教育実習を受け入れることは、教員にとって更なる負担増となります。多くの先輩教員達の「後輩を育てる」という使命感の上に、教育実習が行われていることを決して忘れないでください。また、「社会人として教育実習に臨む」という意識がなく、「学生気分」のまま実習に臨むことは、学校現場にとって、大変な迷惑であり、実習を引き受けてくださる先輩教員に対し、極めて失礼なこととなります。

例年、教育実習が決まったあとに、自己都合による教育実習の辞退が多発しています。前述のとおり、実習校は負担を承知の上、実習を受け入れています。好意を無下にするようなことは絶対にしないようにしてください。やむを得ない事情（病気や事故、入院など）で教育実習を辞退する場合は、速やかに教職支援センターに相談し、実習校に謝罪を行ってください。

実習生が教育実習に対し、誠実に努力をする姿が、受け入れをしてくれた実習校への一番の恩返しとなりますので、最後まで全力で教育実習に臨んでください。

⚠ 一般企業への就職活動の時期と教育実習期間の重複について

一般企業への就職活動時期が変更になったことにより、教育実習時期と重複する可能性が出てきました。これについて教職課程では、就職活動を理由とする教育実習期間の変更は一切認めていません。なぜなら教育実習は教員となるための就職活動の一環であり、また実習を受け入れていただく実習校に対し迷惑がかかるからです。

もし教員になることと、一般企業への就職で迷っている場合、教育実習については何よりも優先することになりますので、よく考えて教育実習に臨んでください。卒業後すぐに教員になるのであれば、卒業後に教育実習に行く（科目等履修生⇔P.73 となる）ことも視野に入れてください。両立しようとしてどちらも中途半端にならぬよう、注意してください。

I

免許状とは

II

取得要件

III

履修方法
科目一覧・

IV

科目登録
成績

V

介護等体験

VI

教育実習

VII

免許状申請

VIII

教員就職

IX

その他

5

スケジュール



手続きの詳細は掲示・MyWaseda 等で周知しますので見落とさないでください。
手続きに遺漏があった場合、教育実習を行うことができなくなる可能性があります。

2～3年次（実習前々年度末～前年度）

2年次 2月	教育実習ガイダンス	●教育実習の心得、注意事項、内諾活動方法、教育実習派遣までの手続きに関する説明および内諾活動に必要な書類を配付します。
⋮		
教育実習ガイダンス 終了後	教育実習内諾活動	●母校へ内諾活動をしてください。（内諾活動とは、「母校へ教育実習の受け入れをお願いする活動」です。）
⋮		
7月～8月	教育実習事前登録	●内諾活動の状況を MyWaseda から登録してください。 ● <u>次年度に教育実習を予定しているすべての学生の登録が必要</u> です。（内諾を得た場合、得られなかった場合、活動途中の場合、大学を通じて東京都立中学校へ斡旋希望の場合、附属・系属校出身者の場合などを含む）
⋮		
内諾を得た後	教育実習事前手続き	●教育実習の内諾を得た後に、実習校や各教育委員会へ必要な書類を提出します。実習校や教職支援センターより対象学生へ連絡が来る可能性がありますので、随時対応してください。
⋮		
3月	前提条件判定	●実習前年度の「秋学期」成績発表後、前提条件の判定が行われます。
	<p>⚠ 「教育実習前提条件」を満たせない場合、教育実習は実施できませんので、教育実習を辞退する必要があります。前提条件を満たすことができなかった学生に対しては、教職支援センターより辞退手続き方法を通知しますので、必ず確認の上、速やかに辞退手続きを行ってください。</p>	
⋮		
	実習校への事前挨拶	●教育実習にともない、改めて実習校へ事前挨拶をしましょう。また、事前打合せの日程や諸注意事項がないかを実習実施の前年度中に確認しましょう。
⋮		
3月～4月	実習校への書類提出	●教育実習に必要な書類（教育実習依頼書や出勤簿、誓約書など）を配布します。実習校との事前打合せ前（あるいは当日）に必ず持参しましょう。
⋮		
3月	科目登録	●「教育実習演習」を登録してください。



「教育実習演習」は「実習時期」「実習期間」によって、登録するクラスが異なりますので、注意してください（☞ P.50）。

4年次(実習実施年度)

実習開始前

事前指導

- 「教育実習演習」の授業内で事前指導がおこなわれます。



「事前指導」での「遅刻」「早退」「欠席」は一切認めていません。これらがある場合は、教育実習への派遣を中止します。(Web シラバス参照)

4月

健康診断

- 「健康診断証明書」の提出を求められる場合がありますので、教育実習を希望する学生は全員受診しましょう。証明書は原則として6月1日以降、自動証明書発行機で発行できますが、6月1日以前に必要な場合は保健センターに相談してください。

4月以降

教育実習実施

- 実習中にトラブルが生じた場合は、必ず教職支援センターまたは「教育実習演習」担当教員に相談してください。

実習終了後

実習校への挨拶

- 教育実習終了後、お世話になった先生へお礼状を出し、感謝の気持ちを伝えましょう。また、教員就職が決まった際は報告しましょう。

事後指導

- 実習が終了した旨、「教育実習演習」担当教員へ報告してください。また、事後指導日の日程を確認して参加してください。



「事後指導」での「遅刻」「早退」「欠席」は一切認めていません。これらがある場合は、教育実習演習の成績は不合格とします。(Web シラバス参照)

6

教育実習に関するよくある質問

Q：実習先までの定期券は買えますか？

A：教育実習期間中は大学が発行する「実習用通学定期乗車券用通学証明書」を提示することで、「実習用通学定期乗車券」を購入することができます。

ただし、通常の通学証明書とは違い「鉄道会社の承認」が必要です。承認には大学から申請後、「約1ヶ月」かかります。実習開始1ヶ月前までに教職支援センターまで申請方法が書かれた用紙を取りに来て、申請してください。

なお、実習開始1ヶ月前を過ぎた場合は、教職支援センターまで相談してください。(発行できない可能性もあります)。

また、科目等履修生の学籍では「実習用通学定期乗車券」は購入できません。

ただし、研究科の学籍を有する場合には購入が可能です。

この場合には、実習1か月前までに教職支援センターに相談するようにしてください。

Q：教育実習期間中の授業の欠席はどう扱われますか？

A：「講義欠席特別扱願」(Waseda Moodle「教育実習関連手続き」からダウンロード可)で授業欠席の配慮を願い出ることができます。

最終的な判断は各科目担当教員によりますが、事前に欠席予定の授業担当教員へ相談の上、実習終了後に「講義欠席特別扱願」を提出してください。

I

免許状とは

II

取得要件

III

履修方法
科目一覧・

IV

科目登録
成績

V

介護等体験

VI

教育実習

VII

免許状申請

VIII

教員就職

IX

その他

7 先輩からのメッセージ

中学校社会：教育実習から学んだこと

実習先：東京都私立中学校

教育学部：水野 圭吾

教育実習を体験するにあたっては、最終的にどのような評価が下されようとも、実習期間中はあくまで全力で実習に打ち込むことを心がけていた。結果的に、実習そのものは様々な部分で至らぬ点があったにしても、全体として自分が想像していた以上に良い形で終わることができたように思われる。とくに研究授業については、教育実習全体を通じた体験の中で最も印象深く感じられる出来事であった。実習体験者によりそれぞれ異なるように思われるが、私にとって研究授業は、日程的にも内容的にも、教育実習の集大成に位置付けられる体験となった。そのため、授業終了後に感じた手ごたえと達成感はひとしおであった。慣れない環境のなか、授業を進めていくだけでも一苦労だが、そこに多忙ななかで見学に来てくださった先生方の視線が加わる。その緊張感は並大抵のものではないが、一方で、それにも勝る貴重な経験を得ることができる。実習先によっては、研究授業の実施が必須とはされていないところもあるようだが、これから実習に臨むつもりの方々には是非お勧めしたい。

研究授業について触れたので、その中核とされる教材研究にも言及しておきたい。教材研究という作業は、極言すれば研究授業に限らず、教育実習そのものの肝とされる存在である。まさに実習授業の質は、教材研究にどれほどの努力を注いだかによって決まると言っても過言ではない。授業の到達目標は何か、その目標達成には何が必要か、用意した教材はそれに対して適切か、その教材はどのような特徴を持っているのかなど、考えなければならないことは数多存在する。実習が始まってからは、慣れない環境ということもあり、教材研究に充てる時間が取れない可能性が十分に考えられる。私自身この点には非常に苦労した記憶がある。実習が始まる以前から、時間が取れる内に教材研究を進めておくことは、実習を喜ばしい形で終わらせるための重要なカギとなってくるであろう。この点について、

実習に臨む方々はよく押さえておいてほしい。

教材研究に関しては、それを円滑に進めるためにも、生徒たちとのコミュニケーションを密にすることを勧めたい。実習期間中にはある程度、クラスの朝礼や終礼、連絡事項の伝達を任せられ、生徒たちとコミュニケーションをとる機会が提供される。しかし、そのみに甘んじることなく、授業休みや昼休みなど短い時間でも構わないので、自ら積極的に生徒たちにアプローチをかけ、会話を重ねていくことが望ましい。生徒たちが何を考え、何に対して興味関心を持っているのか、それ探し出し、新たなスパイスとして授業に加えることが出来れば、生徒たちは普段以上の興味を授業に示してくれる。この点について、完璧とはいかなかったが、生徒視点に立った授業を構成することを容易にし、円滑な授業進行の実現へつながったように思われる。このような貴重な機会において、教育実習生という教員としての一面を持ちつつも、生徒にとっては日常的に接する教員たちとはどこか違う存在として位置づけられる面をもつ「教育実習生」という特殊な地位を是非とも利用してほしいと思う。

慣れない環境のなか、実習期間の途中で走り疲れないように、体調管理に気を付けてほしい。授業だけでなく、部活動の指導などを任せられることもあるが、自身のできる範囲で無理をせず、一方で最良のパフォーマンスを行えるよう、全力で取り組んでいただきたいと思います。

皆さんの実習が最善の形で終わり、後に楽しい経験として振り返られることを願っている。

学校現場での体験 教育インターンシップと教育ボランティア

教員になるためには学校現場の日常を知っておくことが大切です。今後の教員就職のために大きく役立つ経験となりますので、以下の制度を積極的に活用してください。

1 教育インターンシップ

授業科目として設置されており、1年間を通じて、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で就業体験（授業実施の補助や学校運営の補助等）を行います。履修は任意ですが、教育実習・教員採用試験前に学校教育の実際を学ぶ機会となる実践体験型実習なので、積極的な履修をお勧めします。

■教育インターンシップの科目名

- (1) 「学級経営インターンシップ（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）」：
中学校でのインターンシップ
- (2) 「特別支援教育インターンシップ」：特別支援学校でのインターンシップ
- (3) 「インクルーシブ教育インターンシップ」：小学校・中学校での特別支援クラスでのインターンシップ
- (4) 「初等教育インターンシップ」：小学校でのインターンシップ
- (5) 「中等国語科インターンシップ」：高校での国語に特化したインターンシップ

■内容

インターンシップごとに内容が異なりますので、具体的な内容はWebシラバスを参照してください。ただし、どのインターンシップも単なるお手伝い・ボランティアではなく、教職における自己課題を設定し、それを実践に移していく活動となります。

■科目ごとに履修手続き方法が異なります。（☞ P.31 ～ 32）

2 教育ボランティア

授業科目ではありませんが、本学が紹介する教育ボランティアとしては、新宿区と連携して区立の小中学校に派遣を行う「新宿区教育ボランティア」制度があります。

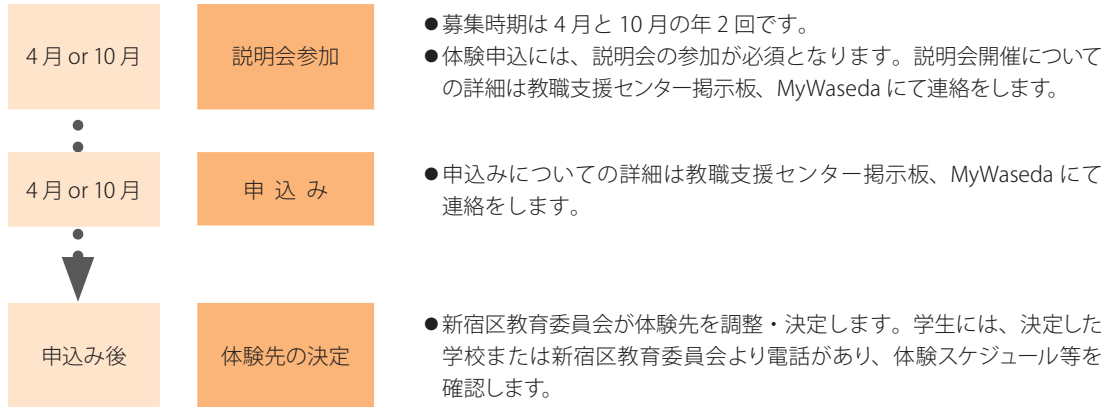
■「新宿区教育ボランティア」体験内容

各学校によって異なりますが、主に以下の内容となります。

- (1) 小中学校の授業等において、教員とのチームティーチングによる児童・生徒の学習指導補助
- (2) 特に配慮を要する児童・生徒のための教育補助
- (3) その他この制度の目的に即した活動

I	免許状とは
II	取得要件
III	履修方法 科目一覧
IV	科目登録 成績
V	介護等体験
VI	教育実習
VII	免許状申請
VIII	教員就職
IX	その他

■ 体験までの流れ



⚠ 申し込み後の自己都合による辞退、申込内容の変更は原則として認められません。

■ その他の教育ボランティア

各教育委員会、学校等学外からの教育ボランティアの求人については教員就職指導室(☎表紙裏ページP.39) 前の掲示板にて掲示しています。

3 よくある質問

Q：教育実習、教育インターンシップ、教育ボランティアの違いは何ですか？

A：教育実習は教員免許状を取得するために必須の授業科目の一つです。大学では事前・事後の指導を受講します。また、実際に学校で教員としての業務を体験するため、2～3週間にわたって、あらかじめ実習校にて準備された受け入れスケジュールに沿って、児童・生徒たちに教科指導や生徒指導を行ないます。

また教育インターンシップも授業科目として設置されており、大学での授業を通じて、自己課題を設定した上で、一年間(週1回のペース)にわたって学校現場での実務経験を積むとともに、考察レポート等を作成します。

一方、教育ボランティアは授業科目ではなく、各地の教育委員会や各学校での募集に対して、任意で応募し、学校の求める業務の補助(学習補助)を行ったりします。実際の活動期間、内容も学校ごとに異なります。